第3回 出雲市・斐川町合併協議会

会 議 録

日 時:平成22年6月29日(火)15時から

場 所:斐川町中央公民館 講義室

1 会議の名称等

会議名	第3回出雲市・斐川町合併協議会						
開催日時	平成22年6月29日(火) 15時00分~17時58分						
開催場所	斐川町中央公民館 講義室						
出席状況	委員総数	自総数 16名 出			15名	会議の成否	成
会議録署名委員	寺田 昌弘委員(出雲市)			岡	正明委員	(斐川町)	

2 会議の出席者

(1)委員等

所 属	出雲市	斐 川 町
市長・町長	◎ 長岡 秀人	〇 勝部 勝明
議長	山 代 裕 始	中 林 信 夫
議員	寺 田 昌 弘	黒 田 充
	福 代 秀 洋	多々納 弘
学識経験者	萬代 宣雄	周 藤 昌 夫
	(欠 席)	岡 正明
	武 田 睦 弘	須田 日出男
	松 浦 剛 司	昌 子 好 見
	渡 部 美 知 子	下 手 泰 子

◎ 会長、O副会長

※欠席:江田 小鷹委員(出雲市)

所属	氏 名	職名
出雲市	勝 部 一郎	監査委員

(2) 幹事会等

所 属	氏 名	職名	
出雲市	◎ 黒 目 俊 策	副市長	
	河内幸男	副市長	
	伊藤功	総合政策部長	
斐 川 町	〇 吉 田 稔	副町長	
	高田茂明	参事	

◎ 幹事長、○ 副幹事長

所属	氏 名	職名
斐 川 町	青 木 充 之	教 育 長

(3)事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
	今岡・範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
事務局次長	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整 1 班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

(4)ワーキンググループ関係

所属等	氏	名
電算ワーキンググループリーダー (出雲市総務課情報管理センター長)	池内	雅亮
電算ワーキンググループサブリーダー (斐川町総務課長)	村上	勉
電算ワーキンググループ (出雲市総務課情報管理センター住民情報係長)	安食	和彦
電算ワーキンググループ (斐川町総務課情報システム係長)	三代	均
農林水産ワーキンググループリーダー (斐川町農林振興課長)	玉木	幸康
農林水産ワーキンググループサブリーダー (出雲市農業振興課長)	川瀬	新
農林水産ワーキンググループ (出雲市農業振興課主査)	大野	一郎
福祉ワーキンググループリーダー (斐川町健康福祉課参事)	錦織	稔
福祉ワーキンググループサブリーダー (出雲市福祉推進課長)	馬庭	隆

3 議題

開会

- 1 会長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名について
- 3 議事
- (1) 報告事項

報告第 9号 出雲市・斐川町合併協議会規約の変更について

(2)議案事項

議案第15号 財産及び債務の取扱いについて

議案第16号 地域自治区の設置に関することについて

議案第17号 地方税の取扱いについて

議案第18号 条例、規則等の取扱いについて

議案第19号 一部事務組合等の取扱いについて

議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて

議案第21号 公共的団体等の取扱いについて

議案第22号 補助金、交付金等の取扱いについて

議案第23号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

議案第24号 慣行の取扱いについて

議案第25号 電算システムの取扱いについて

(3)協議事項

協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第19号 特別職の身分の取扱いについて

協議第20号 介護保険事業の取扱いについて

協議第21号 消防団の取扱いについて

協議第22号 各種事務事業(総合計画関係)の取扱いについて

協議第23号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて

協議第24号 各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて

協議第25号 各種事務事業(行政改革大綱関係)の取扱いについて

協議第26号 各種事務事業(儀式・表彰関係)の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて

協議第28号 各種事務事業(金融機関等の指定関係)の取扱いについて

協議第29号 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて

協議第30号 各種事務事業(高齢者福祉関係)の取扱いについて

協議第31号 各種事務事業(農林関係その1)の取扱いについて

協議第32号 各種事務事業(防災関係)の取扱いについて

4 その他

閉会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

開会

[奈良井参与] (司会・進行)

ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから第3回出雲市・斐川町合併協議会を開会いたしま

す。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、事務局の奈良井と申します。よろしくお願いいた します。

会議資料の確認をいただきたいと思いますが、本日の会議は、事前にお配りした「第3回出雲市・ 斐川町合併協議会 会議資料」及び本日お配りしております「別添資料」により進めさせていただき ます。お手元にございますでしょうか。

本日の会議でございますが、出雲市の江田委員さんは、ご都合によりご欠席、同じく出雲市の萬代 委員さんからは若干遅れられると連絡がございました。

つきましては、本日の会議は、委員16名中、14名のご出席でございますので、出雲市・斐川町 合併協議会規約第10条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを報告いたします。

ここで、長岡会長から挨拶を受けたいと思います。

1 会長あいさつ

[長岡会長]

皆さん、こんにちは。この合併協議会の会長を務めさせていただいております、出雲市長の長岡秀 人です。よろしくお願いいたします。

今日は、3回目の協議会ということで委員の皆様方、それぞれ大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

うっとうしい梅雨空が続いておりますが、この出雲、斐川両地域の明るい未来を描き出せるような 建設的で前向きな議論を期待しているところでございます。

今日、3回目と次回4回目はここ斐川町で開催するということで、斐川町の皆さん、関心が非常に高いようでございます。傍聴席、満席となっているようでございます。どうぞ、この我々の議論を聴いていただきたいと思います。

かねてより申し上げておりますように、今回の合併協議会、すべてオープンにして、皆さんに状況 等を報告しながら、それぞれの町民の皆さん、そして市民の皆さんがご納得いただけるような結論を めざして参りたいと思っております。どうぞ今日もよろしくお願いいたします。

[奈良井参与]

ありがとうございました。

2 会議録署名委員の指名について

[奈良井参与]

ここからの進行は、長岡会長よろしくお願いいたします。

[長岡議長]

それでは、最初に、会議録署名委員を、指名をさせていただきます。会議資料6ページをお開きください。第1回協議会で承認いただきました、会議録署名委員の指名についての取り決めによりまして、本日は出雲市議会議員の寺田昌弘委員さんと斐川町学識経験委員の岡正明委員さん、お二人にお願いをしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1)報告事項

報告第9号 出雲市・斐川町合併協議会規約の変更について

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

最初に報告事項でございます。

報告第9号 出雲市・斐川町合併協議会規約の変更について、事務局から説明願います。

[鎌田事務局長]

~報告第9号について説明~

[長岡議長]

報告第9号について、何かご質問がございますか。

~意見なし~

(2) 議案事項

議案第15号 財産及び債務の取扱いについて

議案第16号 地域自治区の設置に関することについて

議案第17号 地方税の取扱いについて

議案第18号 条例、規則等の取扱いにいて

議案第19号 一部事務組合等の取り扱いについて

議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて

議案第21号 公共的団体等の取扱いについて

議案第22号 補助金、交付金等の取扱いについて

議案第23号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

議案第24号 慣行の取扱いについて

議案第25号 電算システムの取扱いについて

[長岡議長]

無いようでございましたら、続いて、議案事項に入りたいと思います。

議案事項については、今日は11件ございます。最初の会でお諮りしたように、この議案事項については、本日ご決定いただきたいということで提案するものでございます。

それでは、一つずつ議事に入っていきます。最初に、議案第15号 財産及び債務の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第15号について説明~

[長岡議長]

議案第15号について、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。 黒田委員。

[黒田委員]

合併をすれば、当然こういうことになるのですが、ちょっと2、3、確認をさせていただきたいと思います。公の施設ということですが、これがどういった施設、全ての施設なんでしょうが、施設には必ず維持管理費というのが当然いるわけですが、簡単に言いますと斐川町の場合も公の施設をだいぶ指定管理に出して、管理、運営していただいておりますが、そういった施設が出雲市さんのところと斐川町で、そういった施設がどなたに指定管理に出されているのか、あるいは指定管理料がいくらぐらい掛かっているのか、ということが分かるといいと思っておりますので、そういった資料を出していただけないでしょうか。

それから、債務についてですけど、ご承知の通り、出雲市さんは、この前の合併の時に、合併特例債を使って、いろんな事業をされています。それらの事業がどの程度終わっているのか、私どもの方にはわかりません。できたら、合併されてから特例債を使った事業はどういったものがあって、どれぐらい使っておられるのか、またこれからそういった事業がまだ残っているのか、どれぐらい、あるとすれば、残っているのか、ということも教えていただきたいと思います。

それと併せて、財産・債務ということになりますと、合併してからの財政計画というのが非常に大事になってくるわけですが、それがいつごろ提案されるのか、についてもお願いしたいと思います。

[長岡議長]

3点ですね。

[黒田委員]

はい。

[長岡議長]

3点目の財政計画の提出時期について、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

財政計画につきましては、第6回の合併協議会において提出する予定にしております。それから指定管理の状況につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、次回、提出したいと思います。

合併特例債を使った事業につきましても、これも次回資料を用意したいと思います。

合併特例債の発行額の状況についてですが、事業分として発行できる枠が497億3千万円、これに対して平成21年度末の予定では、343億3千7百万円使っております。それから、基金として積み立てることができる枠が、40億円ございますけれども、12億3千5百万円発行しております。

[長岡議長]

黒田委員さん。最初の指定管理の関係は、資料は次回ということでよろしゅうございますか。

[黒田委員]

はい。

[長岡議長]

それから2点目は具体的な事業名もということですね。

[黒田委員]

そうですね。お願いしたいと思います。

[長岡議長]

これについても、次回提出ということでよろしゅうございますか。

[黒田委員]

はい。それで今、特例債の金額を伺いましたが、まだ150億ぐらい枠があるようですけれど、これについては、当然満額予定されているわけですね。

「伊藤幹事]

幹事をしております伊藤でございます。合併特例債もひとつの財源でございますから、活用できるものは有効に活用していきたいと考えております。今、斐川町との合併問題を抜きにして、なかなかこれからの財政計画が立てられないところですけれども、出雲市単独の中期財政計画というのは、今

年度いっぱいのものでございまして、今年度、また新たに中期財政計画を立てるという時期でございます。その中で今後様々な事業を精査しながら何を財源にあてていくか、ということを検討していくことにしております。今具体に、どこそこの小学校の建設にいくらをあてるか、というようなものは持ち合わせていない状況です。

[長岡議長]

よろしゅうございますか。

[黒田委員]

ということは、残りの分についてはこれから具体的に決まっていくということですね。

そういう中で、今回、出雲市と斐川町の合併協議が進んでいるわけですが、当然、新市基本計画の中に、合併してから、斐川町のエリアでどういった施設が新しくしてもらえるのか、あるいはできるのか、当然議論の中に出てくると思いますけど、その特例債を使う事業とですね、協議会の中で協議して斐川町分についての新たな事業という、優先順位というのはどうなるのでしょうか。

[須田委員]

議案第15号について、今は審議していますので、そこのところ議長さん、整理していただけませんか。

[伊藤幹事]

優先順位というお話がありましたが、当然また新市基本計画の事業計画、主要施策を検討する中で、例えば施設の建設という、ハード事業であれば、それぞれの老朽度とか、緊急度とかそういうようなものを総合的に勘案して、新市全体の優先順位を決めていくということになろうかと思います。

[長岡議長]

先程、須田委員さんからもご意見ございましたが、これから具体的な新市基本計画その他、財政計画を含めてですね、出していきますので、その場面で具体的なご意見をいただきたいと思います。 この議案についての先程のご質問、一旦これで、よろしゅうございますか。

[黒田委員]

はい、後でそういう話をさせていただくということであれば。

[長岡議長]

他の委員さん方、何かございませんか。

無いようでございますので、議案第15号 財産及び債務の取扱いについては、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第15号 財産及び債務の取扱いについては、原案の通り決定いた しました。

では、続いて、議案第16号 地域自治区の設置に関することについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

この案件につきましては、全回提案いたしました際に、協定項目名につきまして、地域住民の皆さんの意見を行政に反映させる代表的なものの名称という意味で、地域審議会等の設置に関すること、としてご提案いたしておりましたが、説明いたしました内容は、地域自治区なり、地域協議会の設置についてであることから、今回議案にあげさせていただくにあたりまして、地域自治区の設置に関す

ることについて、に修正し提案させていただいております。

~以下、議案第16号について説明~

[長岡議長]

ただいまの説明について、何か。特に黒田委員さん、前回資料要求をされましたが。

[黒田委員]

資料を出していただきまして、ありがとうございました。せっかくですので、20年度、21年度 15ページに掲げてある事業についての、できたら事業費と助成額についても、また次回でも結構で すので教えていただきたいと思います。

それから今回、前回のところでは、地域審議会等ということが、今回の議案については、地域自治区ということに変わっているのですが、その地域審議会と地域自治区というものの、簡単でいいですけど大きな違いがあれば教えていただきたいと思います。

それから、この地域自治区に関わって、地区の公民館とかですね、自治会組織あるいは地元の議員 さんとの関りがどういうふうになっているのかについても、併せてお願いしたいと思います。

[今岡事務局次長]

今回、地方自治法上の制度として地域自治区を提案しております。その他に、合併特例法の中に地域審議会、それから地方自治法で規定するものと同じ名前になりますが、地域自治区、合併特例区の3つの制度がございます。

この合併特例法で設置できるものは、合併時のみしか設置できません。また期限を定める必要があり、一定の制約や権限が発生してまいります。これらの設置につきましては、賛否両論ありまして、旧2市4町の合併の際には、屋上屋を重ねることとなるということで、新市の一体感の醸成の弊害になりかねないということで整理されたところでございます。

一方、この地方自治法上の地域自治区につきましては、合併とか設置期間にこだわらず、市域が広くなることによる弊害を除去して、広く住民の皆さんの意見を行政に反映させることを目的に設置されるものでございます。

また、原則的に全区域に設置することとなっておりますことから、現在の出雲市で、旧2市4町に それぞれ設置しているものでございますので、新たに斐川町に設置するということを提案していると ころでございます。

それから、地域自治区と支所との関係につきましては、今後予定しております組織・機構の取扱いの中で、その位置づけをきちんとお示ししてご説明したいと思います。

地域協議会の委員さんには、各種団体、福祉、産業、教育など様々な分野から出ていただいております。出雲では、公民館をコミニュティセンターと言っておりますが、そのセンター長に地域協議会のメンバーの中に入っていただいて、いろんなまちづくりについての議論をしていただいているということでございます。

[長岡議長]

黒田委員さん、よろしゅうございますか。

「黒田委員」

地元の議員さんとは、特に、この自治区に対して関わっておられるということではないわけですね。

[今岡事務局次長]

委員さんの中には、議員さんは入れないということになっております。

[黒田委員]

はい。わかりました。

他に、ご質問、ご意見ございませんか。

無いようでございましたら、議案第16号 地域自治区の設置に関することについては、原案のとおり決定することとしてよろしゅうございますか。賛成の方は挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第16号 地域自治区の設置に関することについては、原案の通り 決定いたしました。

続いて、議案第17号 地方税の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第17号について説明~

[長岡議長]

ただいまの、議案第17号の説明について、何かご質問、ご意見ございませんか。 黒田委員。

[黒田委員]

固定資産税ですが、当然、評価額から算定されるわけですが、出雲市は合併されて、旧出雲市と平田市、簸川郡、その旧市町境の周辺の評価額の変動が、どの程度あったのかということを教えていただきたいということと、それから都市計画税について、現在適用されているのは、旧出雲市のどのあたりなのか、それからこの間、出雲市さんの議会で話題に出ていましたけど、現行の区域だけではなくて、あるいは平田とか大社とかにも適用したら、という話が出ているようですが、片方でそういったエリアの拡大が検討されるというところで、斐川町は適用しないということで決め付けてしまってもいいのか、ということについてお願いします。

[今岡事務局次長]

固定資産の評価額の変動につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、次回に用意させていただきたいと思います。

それから、出雲市でどの地域に都市計画税が適用されているかということでございますが、出雲市 今市、塩冶、四絡、大津地区、それから長浜工業団地に適用されております。

調整方針であげておりますように、都市計画税について現段階では、適用しないということでございますが、合併後、斐川町のひとつの区域を面的にかつ、集中的に街路事業等を実施して整備を行っていくという計画が作られて、集中してそこに投資しなければならない、ということになりますと、住民の皆さんの理解を得ながら、都市計画税を頂いて整備をはかるということも将来的にはあるかもしれません。

ただ、今の段階では、そういった事業計画が無いというのが実情でございますので、現行の通りということにしております。

[長岡議長]

よろしゅうございますか。

[黒田委員]

これから基本計画の中で、斐川町も今、中央線というのが途中で止まっておりまして、今までもいろんなところで、これをやるとか、できるとかいう話も出ていますので、当然、今回も話題に出ると思いますが、当然その計画の中に入れば、都市計画税についても見直しがあるという認識でよろしいですね。

この都市計画税については、実は出雲市の中でもいろんな議論がございますが、現段階で、先程、 黒田委員さん、おっしゃったように単に街路1本をつけるから、そこへ都市計画税を賦課するかとい う話にはなかなかならないと考えています。もっと面的な整備を含めてですね、大規模なそういった 事業があればということではないかと思います。今の段階でそういうものが無いとすれば、この合併 時においては、斐川地域にはそれは適用しないということを取り決めたいということです。

黒田委員さんは、逆に都市計画税を導入するべきという趣旨のご意見でございますか。

[黒田委員]

これから財政も厳しい中で、そういったことで理解が得られれば、当然、そういう予算措置ができるのであれば、それも選択肢のひとつかなとは思っております。

[長岡議長]

いずれにしても、合併後に、それぞれの事業等の計画を見ながら、最終的に必要な段階では、そういった議論もでてくるかなと思います。

ただ現段階では、先程申し上げたような理由で、斐川地域には適用しないということで、ご提案しているところでございます。

他に、黒田委員さん以外の委員さんから、なかなか発言がありませんが、何かございませんか。 それでは無いようでございますので、議案第17号 地方税の取扱いについては、原案のとおり決 定することとしてよろしいでしょうか。賛成の皆さんは挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第17号 地方税の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第18号 条例、規則等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第18号について説明~

[長岡議長]

議案第18号について、何かご意見、ご質問ございましたら。

ありませんか。

無いようでございますので、議案第18号 条例、規則等の取扱いについて、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第18号 条例、規則等の取扱いについては、原案の通り決定いた しました。

続いて、議案第19号 一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第19号について説明~

[長岡議長]

議案第19号 一部事務組案等の取扱いについて、何かご質問、ご意見ございましたらお願いしま

す。

黒田委員。

[黒田委員]

斐川宍道水道企業団についてですが、水道企業団についても議会があるわけでして、この協議会で 決めたことが優先するのか、あるいは企業団議会の議決とか承認が必要なのか、法律的なことはどう なっているのか伺いたいということと、土地開発公社についてですが、斐川町は、斐川町土地開発公 社については、改善計画が議会の方にも示されて、平成29年度を目標に解散するという計画が立て られておりますが、合併した場合は、その計画についての取扱いはどうなるのかお伺いします。

[長岡議長]

事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

1点目でございますけれども、この合併協議会において、斐川宍道水道企業団の方針を決めることによりまして、この斐川宍道水道企業団において、その取扱いについて協議していただくということになります。

[高田幹事]

斐川町の高田でございます。先程の黒田委員さんの、斐川町の土地開発公社の改革プランの取扱いについてご質問がございましたけれども、今回斐川町が改革プランを策定いたしましたのは、国、県の通達に基づいて、このようなプランを作ったわけでございますけれども、このプランにつきまして、斐川町土地開発公社の持っております資産等の処分、あるいは今後の経営について、斐川町としての現段階の改革プランを策定したところでございまして、「斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市の土地開発公社に引き継ぐ」という、調整案になっておりますので、その取扱いについては、今後、出雲市土地開発公社の方で検討いただくということになろうかと思います。

[長岡議長]

よろしゅうございますか。

[黒田委員]

はい。

[長岡議長]

他の委員の皆さん、何かこの件についてございませんか。 須田委員。

[須田委員]

4番目のですね、消防業務、ごみ処理、し尿・浄化槽汚泥処理、火葬場、これは今、委託で、「合併の日の前日をもって解消する。」ということですけれど、委託期間というのはどうなっていますか。 現状はいつぐらいまでの期間ですか。

[長岡議長]

消防業務については、平成23年の3月21日までということになっております。それ以外の業務については、特に期限を定めておりません。

よろしゅうございますか。

[須田委員]

はい。

他の委員さん方、何かございませんか。

それでは無いようでございますので、議案第19号 一部事務組合等の取扱いについて、原案のとおり決定することに賛成の皆さん、挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第19号 一部事務組合等の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第20号に移ります。議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第20号について説明~

[長岡議長]

議案第20号について、何かご質問、ご意見ございましたら。 黒田委員。

[黒田委員]

使用料について、出雲市さんでは、上下水道料金が今度10%アップされるということのようですし、後で出てきますが、介護保険料についても7%アップということのようでございます。当然、合併すればそれに合わせる、ということでしょうけど、必要に応じて、激変緩和を講ずるということですが、それを適用する項目については、この協議会で示されるのか、あるいは合併してから検討されるのか、どちらでしょうか。

[今岡事務局次長]

ここでは、使用料及び手数料の大原則の調整方針をあげておるところでございます。この方針に基づきまして、個々の使用料、手数料につきまして、調整していくことになります。特に、激変緩和の措置をとるようなものにつきましては、この協議会に必要に応じ個別に協議案件としてあがってくるものと思っております。

[長岡議長]

よろしいですか。

[黒田委員]

はい。

[長岡議長]

他にご意見、ございませんか。

黒田委員さんに申し上げておきますが、上下水道料金の値上げという話は、決定したものではございません。この間、答申をいただいたという状況でございますので、誤解のないようにお願いします。 他に無いようでございますから、議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて、原案のとおり決定することに賛成の皆さん、挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

挙手、全員でございます。

議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。 続いて、議案第21号 公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第21号について説明~

[長岡議長]

議案第21号について、何かご質問、ご意見ございましたら。 黒田委員。

[黒田委員]

前回の資料の75ページから77ページに、いろいろな団体が載っていますが、この中で、76ページの福祉のところの、社会福祉法人の中で、斐川町の一つの保育園があがっておりませんが、多分、記載もれではないかと思います。こういったことが他にないのか。それから農林水産のところで、斐川漁業会というのがありまして、宍道湖漁業協同組合が斐川だけにあるように書いてありますが、宍道湖漁協については、出雲市さんの中にも宍道湖漁協の組合員さんがおられると思います。それがあがっていないのは何故かということ。

それから、もう一回精査していただくのに併せてですね、せっかくですから、分かりやすいように、 調整案が1から4までありますので、具体的にこういった団体は、調整案の何番に当てはまるのかも 併せて、次回でいいですから、出していただけないかなと思いますが。

[今岡事務局次長]

前回の協議会資料に公共的団体の一覧をあげております。ワーキングとの調整の中で、記載もれもあったかと思いますが、公共的団体の例としてあげさせていただいたのが実情でございます。今回提案いたしました、調整方針 1 から 4 までございますけれども、今後それを各ワーキング内で、どの方針に当てはめて、どうしていくか、ということを調整していきますので、それを一覧にすることは、現段階ではできません。

[黒田委員]

調整案は、これでいくけれども、具体的にどれに当てはめていくかということは、この協議会の中では、はっきりはしないということになる、新市になってから、ということですか。

[今岡事務局次長]

個々のワーキングで、ひとつひとつの団体についての調整を合併時までにいたしますけれども、この調整方針にありますように、合併後でないと統合できないものとか、いろいろあります。その方針を具体的に、個々にあげてくることは、この協議会ではできないのではないかと思っております。

[長岡議長]

須田委員。

[須田委員]

調整方針のことを、今我々は議論しているということですよね。その調整方針に基づいてワーキング等で、これから細部は事務局とか、そういったところで決められる、ということですよね、合併までに。

とは言っても我々は、素人なところはあるわけだから、具体的には、こういうことが考えられますよ、みたいなことは一言言ってもらうと、我々も分かりやすい。個々のことをここでやる、というふうには、私は感じておりません。

[今岡事務局次長]

ひとつの例として、ご説明いたしますけれども、基本的にこの方針は、行政側が、各種団体の考え方もございますし、強制的にやっていくことはできないということで、そういった調整に向けて努めていきますという方針、努力義務をあげておるものでございます。

例えば、社会福祉協議会につきましては、地域住民が主体となって社会福祉の問題を解決していく、 自主的な組織になります。社会福祉法によりまして、社会福祉協議会は、1つまたは2つ以上の市町 村に置かれる、ということになっておりますので、遅くとも合併時までには、統合しなければならな い、ということになります。その場合は、合併時までに統合できるように調整に努めるという、1番 の調整になる、ということでございます。

[岡委員]

この各種団体の中に、斐川町の場合は、指定管理者制度で、いろんな地区がございますけれども、これについては一向に、前回の資料の中にも入っておりませんけれども、これは合併後にまた話し合うということですか。

指定管理者は、町からもいくらか、補助金みたいなものも出ていると思いますし、そういうのはどうなるのかと思います。

[長岡議長]

それは法人格を持った団体という意味ですか。任意の団体でございますか。

「岡委員

指定管理者は、町の施設を、指定を受けてその管理をしているわけです。例えば、新川の中にある体育館、あるいは、いりすの丘にあるいろんな施設、道の駅、これらを指定管理者という形で、それぞれの法人が請けているわけでございます。道の駅の場合、株式会社という民間組織を作りまして、それが指定管理者として今、管理をしているわけです。

一方、同じような施設として、多伎振興の中のキララなんかは、第3セクターという形のようですけれども、そういうふうな指定管理者の扱いというのは、今後どうなるのかということを聞きたいのですが。

[伊藤幹事]

指定管理者の指定にあたっては、指定管理の期間というのがあります。3年とか、5年とか。その途中において、合併があって、その法人格が何らかの形で別の法人に継承される、ということになれば、改めて議会の議決を得て、その継承について議会の承認を得て引き続き指定をして、その期間については管理をうけていただくという手続きを取らざるを得ないかと思っております。

[長岡議長]

よろしいですか。

[岡委員]

はい。

[長岡議長]

他に。どうぞ。

[黒田委員]

併せてですけど、斐川町にもいくつかの、期成同盟会がありまして、その辺、町とのいろいろな約束事とか、協議しているわけですけど、それから例えば、工業団地の地元の協議会とか、そういった団体については、この中には含まれないということでしょうか。

[今岡事務局次長]

公共的活動を営むものはすべて含まれますので、そういう団体も入ります。ただその団体について どうしていくかというのは、それぞれのワーキングで検討していきますので、今ここで整理はできま せん。

[黒田委員]

これから、ワーキングの進み具合によっては、またお知らせしていただけるのですか。

[今岡事務局次長]

必要に応じて、この協議会に挙げていきます。

[長岡議長]

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第21号 公共的団体等の取扱いについては、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第21号については、原案の通り決定いたしました。 続いて、議案第22号 補助金、交付金等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第22号について説明~

[長岡議長]

議案第22号について、何かご質問、ご意見ございましたら。 里田委員

[黒田委員]

確認ですけど、先程事務局のほうから話がありましたが、補助金、交付金については、この協議会でこの2番のところの「公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。」ということになっていますが、当然協議会でその是非についても明らかになってくるわけですね。

[今岡事務局次長]

必要に応じ協議していくことになります。

[長岡議長]

他にございませんか。

はい。無いようでございましたら、議案第22号 補助金、交付金等の取扱いについて、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第22号 補助金、交付金等の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

先を急ぐようですが、続いて、議案第23号 町、字の区域及び名称の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第23号について説明~

[長岡議長]

議案第23号について、何かご意見、ご質問ございましたら。 特に斐川の委員さん方、これはよろしゅうございますか。 多々納委員。

[多々納委員]

ご指名でございますので、発言させてもらいたいと思います。私は原案に賛成でございますが、町内の一部に、こういう意見がございます。

斐川町荘原、斐川町直江となっておりますけれども、これを出雲市荘原町、出雲市直江町にはならないものなのかな、とこういう意見がございます。

それともう1つは、大字富村というのがございますけれども、これもこの際、村をとったらどうか、 とこういう、3つの意見が実はあります。

そう大きな皆さん方の意見ではありませんけれども、そういう意見がございますので、せっかく発言を求められましたので、お聞きしたいと思いますが、実は斐川町の直江、その場合は出雲市直江町でも、大字が直江地区で一つ、直江町でございますから、これは問題ないかもしれませんけれども、荘原地区の場合は、荘原町は大字の一つでして、その他に学頭とか神庭とか上庄原とか三絡とかあるわけですけれども、そこのあたりの調整がどうなるのかな、という気もいたします。

それから、富村ですけれども、これは斐川村が合併しました昭和30年の時には、村内に2つの村の大字がございました。1つは今の富村ともう1つは久木地区に南村というのがございました。これが合併10周年、昭和40年に町制を施行しました時に、久木地区の南村というのは、名称を変えまして、美南、美しい南に変わったわけですけれども、その際にも、富村というのは、そのままでございますから、あるいはいろいろ問題があったかな、とこういうふう思いますけれども、いずれにいたしましてもそういう状況がございますので、参考までにご検討いただければと思います。

私は、この原案でいいと思いますけれども、そういう町内に意見がございますので、せっかくの発言を求められましたので、そのことを申し上げておきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

[今岡事務局次長]

合併関係市町に、同一または類似する名称が無い場合は、町名は自由に設定できます。しかし、合併特例法上の、地域自治区とか合併特例区を設定いたしますと、斐川町という同じ名前を設定しなければなりませんので、それを変えることはできませんけれども、今回はそうではありませんので、類似するものが無かった場合は、自由に設定できます。

例えば、斐川町をとることも可能でございます。ただ、出雲市何何町といった場合に、地域の場所の特定がしにくくなることもあろうかと思いますし、斐川町という名称には、地域の歴史とか文化、いろいろ沁みこんだ愛着の深いものであろうと思います。斐川町において、よく議論していただけたらと思っております。

一部、斐川町の富村でしたか、それの部分的な修正につきましては、この議案とは違う部分で修正 は可能だと思っております。前回の合併の時においても、佐田地域内において、議案とは離れたとこ ろで、支障のないところで変更をしておられます。

[多々納委員]

ありがとうございました。ただ斐川町では、直江の町というのと荘原の町というのは、確かに以前から町民も、これは町という認識がありますので、確かに荘原の町が無くなるということは、ひとつの哀愁があろうかと思いますが、ただこれは私が申し上げておるところでございますので、問題は地域の住民の皆さんがどう考えられるか、こういうことでございますので、これはやはりこの行政側で

検討していただかないと、私にまとめてとおっしゃっても、なかなかそういう訳には参りませんので、 そういう面で他人事ではなくして、皆さん方のところで、そういう意見があるとするならば、集約し ていただければ、大変幸いだ、とこういうことでございます。よろしくお願いします。

[長岡議長]

基本方針としては、こういったことで伺わせていただきますが、斐川町の中で、いろんなご意見があって、部分的に修正等があるとすれば、早めにその意見集約をしながらですね、修正も可能だということでございます。よろしくお願いします。

他にございませんか。

無いようでしたら、議案第23号 町、字の区域及び名称の取扱いについて、原案のとおり賛成いただく方は挙手をお願いします。

~举手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員であります。議案第23号については、原案の通り決定いたしました。 続いて、議案第24号 慣行の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第24号について説明~

[長岡議長]

議案第24号 慣行の取扱いについて、何かご意見、ご質問ございましたらお願いします。 黒田委員。

[黒田委員]

斐川町の木ということで、やまももが設定されているのですが、今回、つつじについては加えていただきましたが、やまももの木が入っていないというのは、何か訳があるのでしょうか。

[長岡議長]

やまももは、確か多伎町の木だったですよね。

既に出雲市の木として入っているはずです。やまももの種類がまた違うということになれば、また別ですけど。

[今岡事務局次長]

市の花は、菊という事で設定しておりますが、その下に四季の花というのを設けております。そこに、斐川町さんの町の花の、つつじを加えさせていただきましたが、市の木は四季の木というものを設定しておりませんので、そこに加えなかったことが理由です。

[長岡議長]

失礼しました。私の記憶違いでした。旧多伎町の町の木というのが、やまももでした。それは間違いありませんが、さっき言いますように、市の花と市の木というのを、1つずつ定めております。

市の木は黒松、ということで木はそれだけで、木は四季が無いというか、特定のシーズンというわけにはいきませんので、その四季の木というのは定めなかったということでございます。ご理解をいただけませんか。

[黒田委員]

分からないわけではないのですが、ただ、今、斐川町のやまももの木が、上島線沿いの所で、工業 団地の南側の所に大きな木がありまして、樹齢300年まではいかないでしょうけれど、大きな木が あって、それをシンボルツリーとして、町が地元の方に管理を委託して、綺麗にしてあるんですけれど、地元では、これが合併をすると、市の指定の木で無いということになると、このまま枯れてしまうんではないか、とその辺の心配があるようです。

[長岡議長]

必ずしも市の木でないと、枯れてしまうということはないでしょうが、大事な木ということで、いろんな形でそれを守っていく、ということでご理解をいただきたいと思います。

他にございませんか。

それでは無いようでございますので、議案第24号 慣行の取扱いについて、原案のとおり賛成の皆さんの挙手をお願いします。

~挙手(賛成15、反対0)~

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第24号 慣行の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。 それでは、議案第25号 電算システムの取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~議案第25号について説明~

[池内電算ワーキンググループリーダー]

~議案第25号別添資料について説明~

[長岡議長]

議案第25号電算システムの取扱いについて、何かご意見、ご質問等、ございましたら。 多々納委員。

[多々納委員]

電算につきましては、私は第1回目の合併協の時から、急ぐべきだ、と申しあげていたわけですが、ようやく議案に出てきたわけでございます。私は一日も早く統合作業に着手すべきだ、という思いでございます。しかしながら、斐川町は事情がございまして、6月議会には議決を見送ったと、こういう経緯もございます。従いまして、今後9月議会ということになりますと、あと6ヶ月しかない。こういう状況になりますが、そこのあたりはどのようにお考えなのか。統合作業が6ヶ月でできるのかできないのか、そこのあたりを含めまして、お聞きをしたいと思いますがよろしくお願いいたします。

[村上電算ワーキンググループサブリーダー]

斐川町の総務課の村上でございます。先ほど多々納委員さんの方から質問がございましたが、9 月議会ということになりますと、先ほどおっしゃったように半年ということでございますけれども、先ほどグループリーダーが申しあげましたように、12 月必要ということを考えておりますので、9 月議会で予算議決といいますと、合併の期日については、平成 22 年度末ということを考えますと、半年しかございませんので、9 月議会の方で予算化した場合には、電算統合については、年度末の合併というのは非常に難しいと考えております。ワーキンググループといたしましては、早い段階での予算の議決を賜りたいというふうに考えております。

[長岡議長]

よろしいですか。

[多々納委員]

9月では間に合わないとおっしゃると、それまでにやらなければならないと、いうことになろうか

と思います。私は一日も早くということを以前から申しあげておりますけれども、一日も早くなのか、どうなのか、そこのあたりの決意のほどをひとつ、9月議会では6ヶ月だから間に合わないということですと、いつなら間に合うのか、もしお聞かせいただけるのであればお聞かせいただきたい。

[長岡議長]

電算システムの統合については、先ほど説明申しあげましたように、相当な期間がかかる。また仮に合併した場合に、電算システムが統合されていない合併というのは、住民の皆さんに大変なご不便をおかけするということは、既にご承知のことだと思います。この平成の大合併においても、電算統合というのは、どこの合併の例でも、事前のところから準備をして、スタート時点から住民の皆さんにご迷惑をおかけしないような形でというのが一般的なやり方でございます。一日も早く、というしか、私からは申しあげられませんが、とにかく早く作業に入らないと、いろんな意味で支障を来たす、期間が短ければ短いほど、いろんなトラブル等の可能性もございます。そういった意味では合併の大前提のような話でございまして、一日も早くこの作業に入らせていただきたいというのが、私からのお願いでございます。

[多々納委員]

わかりました。ありがとうございました。

[長岡議長]

他にございませんか。

[中林委員]

斐川町の中林でございます。斐川町議会では昨日、全員協議会で勉強会をやりまして、議員の半数以上が、この電算システムはまだ合併が決まっていないので、まだ早いという意見が大半でございまして、今から 11 ヶ月かかるということもございますけれど、合併が決まらないのに先行ではいけない、という意見が大半でございます。

いろいろ意見もございますけれども、昨日の状況をお話しますと、半数以上の者が電算システムの 実施は早い、という話でございましてそのことだけお話させていただきます。

私としては、住民にとって大切なことですので、調査だけはしないといけないかと思っておりますが、調査も難しいような状況でございます。

[長岡議長]

斐川町の議会の中でそういうご議論があったということですね。先ほどのような説明を聞かれた上で、そういったご意見だったということでございますか。

[中林委員]

この資料は今日見ました。こういう説明は、見ておりません。

[長岡議長]

先程来ご説明申しあげておりますように、合併の、いわば大前提になる話でございまして、それを 時期尚早というのは、時期尚早どころか大変遅れている状況でございますので、それが理解できない というのは、なかなか私からは信じられない話でございます。

会場の中にも何人か斐川町の議員さんがいらっしゃいますが、先ほどの説明を聞いて、もう少しお 考えを変えていただくようなご努力を、議長さんに特にお願いをしたいですが。

松浦委員。

[松浦委員]

先ほどの添付資料に、システム関連調査開始からうんぬん、という期間がありましたが、今のそういう予算が斐川町議会で通らないことには、調査自体も全然できないということですか。

そういうことです。

[松浦委員]

では、なおさら、議長さん、がんばってお願いいたします。

「勝部副会長]

資料の3ページを見ていただきますと、合併までのおおむねの期間というものが書いてあります。例えば新潟県の新潟市ですね、法定協議会設置からシステム関連調査の開始まで、これは法定協の立ち上がりと同時に行われています。それから東京都の西東京市、これは法定協の立ち上がりよりも6ヶ月前からということ、だと見てよろしいですね。6ヶ月前。それから、埼玉県のさいたま市、これ55ヶ月と書いてありますが、法定協よりも43ヶ月も前。それから香川県のさぬき市。これも差し引きで計算しますと4ヶ月前。それぞれが法定協の立ち上がりよりもそれほど前に調査が始まっておりまして、議決をしてからようやくシステム統合の調査にはいるというのでは、どうもいろいろなところの合併の例からみると、相当に遅くなると思います。

[長岡議長]

はい、そのとおりでございます。黒田委員さん、先ほどの説明を聞いたうえでご感想がありましたら。

[黒田委員]

議会を代表して議長さんが議会の雰囲気を話されましたので、それでいいのかと思っていましたが、ご指名でございますので、私の考え方を言いますと、電算システムが合併の大前提であるということと、23年3月の合併を目指すということで、非常に遅れていると会長さんおっしゃいましたが、合併の時期に電算システムが統合していないと、確かに住民サービスが大変な混乱になるということは、私も理解ができます。

先進地の事例を見てみますと、最短の新潟市でも 11 ヶ月。来年の 3 月合併を目指すと言いながら 電算システムの提案をされたのが現在です。斐川町議会は 6 月に調査費の予算を上程されましたが、 協議会でも諮られていない、あるいは出雲市さんが半額負担するということについては、この前の協 議会で説明がありましたが、まだ決定をされていない。9 月議会でこれから提案があるということか ら、執行部としては、提案自体に無理があったと判断されて、議案を取り下げられたということで、 仮に 7 月に臨時会があって提案されても、事務局では 12 ヶ月かかるとおっしゃっているわけですか ら、当然3月には間に合わないわけです。4ヶ月も短縮するということは、大変難しいのではないか なと。あまり急いで、運用した時にトラブルだらけでも困る、ということですから、最初の時に合併 の期日を、23 年 3 月を目指すというのは、確かに年度末でもあるし、早いということですが、後に、 期日の決定は協議会の進捗状況を踏まえ、改めて協議する、ということになっていましたので、私も 特に、3 月を目指すということについては、努力目標だということから賛成をしました。協議に入っ て、電算システムの統合というのは非常に大事なことだということがわかりまして、それには 12 ヶ 月かかる、費用についても多額の費用がかかる、それを、毎回、最初から言わせていただいているの ですが、協議会の中で対等に話し合いをして、斐川町の不安については、払拭するように努力すると おっしゃっていただいていますが、ここのところ今日までの協議会の進み具合を見ますと、斐川町の 町民の皆さんが一番不安に思っているようなことが、まだ協議されておりませんし、解消に至ってい ない時期に、合併の大前提だと言われても、まだ不安の部分が解消されるどころか、どんどんどんど ん、編入合併は決まる、電算も見切り発車をしなければならない、というような協議の進め方だと、 不安が解消するどころか不安が募ってきておりまして、もうちょっとそこのところ慎重に進めていた だけないかなという思いがしておりまして、私としては早急に統合作業に着手することを、まだ判断 する段階ではないというふうに思っております。

最初の話からいくと賛成をしてすぐ明日からでも、という話かと思っていましたが、そうでもないようですね。

[黒田委員]

ですからそれは、電算システムが統合できる時期を合併の期日とする、ということであれば心配ないわけですから。ただもう、3月に合併する事を目指すということで、それが先行して走っているから、間に合わないから大変だ、という話では、不安の解消にはならないと申しあげているわけでして、もう少し慎重に話を進めていく、重要な案件ではないかなと思います。

[長岡議長]

要は、合併の期日をもう少しずらせばいいではないかという話ですか。

[黒田委員]

そればかりでもありません。総合的に、斐川町の不安について、まだ解消されておりませんので、そのへんの協議の進み具合を見ながらでないと、今の段階では着手については反対だということです。

「長岡議長

この件について他の委員さん方、何かご意見ございませんか。 萬代委員。

[萬代委員]

今の話を聞いておりますと、まだ最終的な、それじゃ合併しようという条件は整っていないという ことですね。そうであるとするならば、私はこの協議会が発足した時点で、合併というのは、やろう という大前提のもとにこういう議論をしているというふうに私は理解をしております。ですが話が進 む最終の段階でそういう判断をしますよ、という、斐川町議会の意向であるとするならば、やはりど ういう問題が、斐川としての判断材料としては、解決しないといけないのか。そういうものを、もう 少し赤裸々に出して、本当に3月にやろうとするなら、そういう作業をやらないと進まないというこ とではないですか。違いますか。どういうネックがあるのか、そういうことも斐川から、そういう話 は、我々は聞いていない。合併協議会が発足した時に、私は合併という大前提については、「やらこ いや」ということでスタートしたと思っている。そこのところがちょっと違う。どういうネックがあ るということを、ワーキングチームもお互い出てやっていることだし、どういうところがどう違うの か、どうしなければいけないのか、そのあたりを会長のほうで意見集約されて、共有しながら進めて いく必要がある。今の意見を聞いてみると、スタートラインが違うと思う。そこを少し整理してもら って、斐川は、何と何と何が問題なのか、というような作業をしてもらう必要がある。「電算システ ムの関係は、しなければならないことは分かるけれども、まだ合併をやるかやらないか決めていない からそういうことは着手できない。」という話は、我々に言わせると話にならない話だ。そこのとこ ろを確認しながら進まないといけないと思うので、行事役をひとつ頼みます。

[長岡議長]

不安材料というか、懸念される部分というのは、何点かは、薄々聞かせていただいているが、正式に公式の場で協議したわけではありません。職員同志のワーキングの中では議論が出ておりますが、それを全部協議が終わって、それを見定めてからでないと電算統合の予算というのは賛成できかねるということであれば、相当な時間のロスが生まれてくるということで、協議は協議としながら、最終的にどういう結果になるかは別にして、事前の調査にだけは入らせていただきたいというところをご理解いただきたいと思います。

要は最終的にゴールを目指して走っているのか、途中からコースアウトする可能性があるという話なのか、そこのところ、我々も一緒に話をしていても不安な点でございまして、象徴的な話がこの電算統合の事前着手についての考えかなという、まあ、そこのところですね。これは出雲市民の皆さん

もいろいろな、このところの一連の動きの中で、懸念しておられるところだと思いますので、少し考え方を変えていただかないと、なかなかこの先も難しいかなという気もしています。

議案はこの電算統合までで、あとは協議案件で次回提案するものをご説明するようになると思います。この中に、かなりの部分が、いろんな意味で不安材料と言われるものは相当入っているはずです。 そのあたりも議論をしながら、徐々に固まっていくと思いますけれども、どの時点をもって了解ということか、それが不確定なまま、こうした状況では私としてもいろんな不安がございます。電算統合についての、基本的な理解はいただいたと思いますけれども、今度は逆に、合併そのものについてのいろんな懸念があって、電算統合に反対するのは合併に反対しているから、というとらえ方をされないような、そういう考えでこの会に臨んでいただきたいなというのは、私の願いでございます。

黒田委員さんはじめ、電算統合に反対なさっている斐川町の議会の皆さんも、このことについては、 少し考え方を変えて臨んでいただけないかなと思っておりますが、いかがですか。 須田委員さん。

[須田委員]

私は議員でも何でもないので、一町民として参加させてもらっているのですが、今の萬代委員さんの話を蒸し返すと、今、議長さんが言われたように、合併の是非とかうんぬんということ、そういうことはもう整理されてこの法定協があると私は理解して参加させていただいています。

合併論者だとか単独論者だとかは別にして、ここに臨んでいる以上は、良い合併というものはどういうものか、ということを第1回目からお話させてもらっていますが、そのために私は参加しているつもりなので、非常に萬代委員さんの話はわかりますが、そこまで押し戻されると、私なんかはきついなと思います。確かに、整理しなくてはいけないことが出てきていることもあろうかと思いますけれども、このベースで進んでいただきたいと、私は一委員として思います。

[長岡議長]

ありがとうございました。 傍聴の皆さん、拍手はご遠慮ください。 寺田委員さん。

[寺田委員]

法定協、法律に基づく協議会、これは合併を目指して、立ち上がったわけです。今、電算のことでちょっとつまずいたのですが、今までの協議なり議案では、大半が、黒田委員さんも、斐川町の委員さんも賛成してきておられます。ということは、一緒な仲間として話し合っていると、そういうふうに私は理解しております。

電算というものは急ぐということはよくわかりますけれども、もうちょっと審議してからでないといけない、という発想だと思います。私は今までどおり、この議案を粛々と、このままの方法でされたらいいのではないかと。できたら電算は早く取り掛かりたいとは思うけれども、それができ得ない状況があるという事実だけは、我々も認めざるを得ない。不安材料とか、懸念しているものとか、そういうものは、これから議案とか協議で出てきます。そのときにきちんと、お互いに良い議論を重ねたらいいのではないかと思いますので、このまま続けられたらいいと思います。

[長岡議長]

他の委員さん方は。武田委員さん。

[武田委員]

私も市民の一代表としてここへ出ておりますけれども、協議会が立ち上がったということの一番基本には、斐川町の住民投票の結果というのが素地になっていて、斐川町の半数以上の方が、2千票くらいの差でしたか、協議会を立ち上げようということに賛成なさって、お互いに歩み寄って合併へ向かっていこうという、一番大きな基本方針があると思って私は参加をしているのですが、今日の話ではどうなるかわからないよ、というニュアンスがありまして、私が参加しているのは、自分の思いと

は違うかなという感じがしております。

例えば、このまま進んで協議が成立した時点で、電算の方がうまく統合できていなかったら、統合 するまでは合併するのを待つわけですか。そのへんが心配ですが。

[長岡議長]

合併時に電算統合ができていなかったらということですか。斐川町議会の皆さんが納得して予算を可決していただける状況になるまで、システム統合の作業に入れないということで、結果的にそれが遅れれば遅れるほど、少なくとも合併日にはそれが機能しないという話になりますので、いろんな議論がその時点で出てくるようになると思います。

[武田委員]

協議会を何回か重ねて、お互いの考え方が歩み寄って成立したとします。途中でご破算になれば話は別ですけれど、成立した後でお互いの議会で議決をされるわけですね。その時点を超えなければわからないわけですけれど、どっちも議決をなさっても、システム統合ができていなかったら、即スタートはできないのではないですか、ということです。話し合いでは一緒になりましょうと言ったのに、空白期間ができてもやむを得ないと。

[須田委員]

今言われたことは、そのとおりだと思います。議案の25号で、合併の是非みたいな話をしているわけではなくて、システムをどうするかという、取扱いの話だと思います。よくよく考えてみると、合併ということと、電算システムの統合ということは、方法と目的という違いがあって、合併をするということは、法定協議会があって、その目的で話をしているわけです。会長さんが言われるように、システム統合と表裏一体ということかも知れないけれど、確かに、スケジュールから言うと表裏一体、というより効率の問題において表裏一体であるということだと思います。合併ということについては、精神も含めて、みなさんと「やろう」ということで、立ち上がっているわけです。極論すれば、来年の3月末に合併して、システムは9月に統合して、半年間だけ、斐川町の人苦労しますよ、ということですよね。そういうコスト、不利益あるいは不便と、合併の是非とは、本来は異質のものなんですよ。そこを表裏一体と言われてしまうと、論点がわからなくなる。電算システムの取扱いについては、(議案のうちの)3番目が問題だと思いますけれど、これについては、調査もしていないので何がどうでということが分からないわけですから、合併時に統合しなければならないのはどういうものか、調査もしていないわけですから、当然あってしかるべきだと思います。このことについて、採決していただければいいのではないか。会長さんに文句を言うようで申し訳ないけれども、表裏一体といわれると議論がこんがらがるのではないかと思います。

[長岡議長]

行政サービスを提供する側から言えば、少なくとも電算統合ができた状態でスタートすべきだということで、言い方によっては事務的な話と一緒にしているというところもあるかもしれません。ただ電算統合の考え方一つとっても、合併協全体の方向を、ある意味では占うような話になりかねないという思いがあって、できることならという思いで、言い過ぎたかも知れません。そこのところは訂正しておきたいと思います。

いろんなご議論がありましたが、電算システムの取扱いの方針については、基本的に異存がないであろうと思います。予算がうんぬんという話は別として。議案では、電算システム統合というのは早急に統合作業に着手するということで、(3)のところのことしか示してないわけですので、いろんな意見がありましたが、議案25号について、採決をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、議案第25号電算システムの取扱いについて、提案のとおり賛成の皆さんの挙手をお願いします。

~挙手(賛成14、反対1)~

賛成多数ということで、議案第25号については、原案の通り決定いたしました。

少し時間が過ぎておりますが、議案が一区切りつきましたので、このあと協議ということになりますが、ここで10分間ほどの休憩をとらせていただきたいと思います。5時10分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

~休憩~

(3)協議事項

協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 協議第19号 特別職の身分の取扱いについて 協議第20号 介護保険事業の取扱いについて 協議第21号 消防団の取扱いについて 協議第22号 各種事務事業(総合計画関係)の取扱いについて 協議第23号 各種事務事業 (広報広聴関係) の取扱いについて 協議第24号 各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて 協議第25号 各種事務事業(行政改革大綱関係)の取扱いについて 協議第26号 各種事務事業(儀式・表彰関係)の取扱いについて 協議第27号 各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて 各種事務事業(金融機関等の指定関係)の取扱いについて 協議第28号 協議第29号 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて 各種事務事業(高齢者福祉関係)の取扱いについて 協議第30号 協議第31号 各種事務事業(農林関係その1)の取扱いについて 協議第32号 各種事務事業(防災関係)の取扱いについて

[長岡議長]

お揃いでございますので、再開したいと思います。

[長岡議長]

議事の(3)番目、協議事項の方へ入らせていただきます。

協議事項については、本日の協議会にご提案を申しあげ、次回以降の協議会で議案として決定をいただくものでございます。

それでは、協議事項に順番に入っていきたいと思います。

最初に、協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

~協議第18号について説明~

[長岡議長]

協議第18号について、ご質問やご意見ございましたらお願いいたします。

ありませんか。

それでは、お諮りいたします。

協議第18号につきましては、次回以降の議案として決定をいただくことでよろしゅうございますか。拍手でご承認いただきたいと思います。

~承認~

続いて、協議第19号 特別職の身分の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第19号について説明~

[長岡議長]

協議第19号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 ありませんか。

それでは、協議第19号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしいでしょうか。 ご承認いただける方は拍手をお願いします。

~承認~

[長岡議長]

続いて、協議第20号 介護保険事業の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

~協議第20号について説明~

[長岡議長]

協議第20号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。 黒田委員。

[黒田委員]

介護保険料についてですが、表を見ますと、第5段階の基準額で、1万円以上の差があるわけですが、使用料、手数料のところでは、場合によっては激変緩和措置をとって3年かけて合わせるというような方法になっていますが、ここではもう24年度に合わせる格好になります。介護保険料についても激変緩和措置は取っていただけないものか伺います。

[川内事務局次長]

今の第4期計画までの間は、事業内容については統一いたしますが、保険料については、現在の斐 川町あるいは、現在の出雲市の保険料そのまま継続する形になります。

このことは、サービスは受けられますが、保険料はそのまま、ということになります。そして、第5期計画の段階で、計画を統一するということになりますので、その事業量に見合った保険料を改めて算定する、ということになります。その段階で初めて保険料が決まってきますので、現段階で、上がる、下がるということは、なかなか言えない訳でございます。

第5期の保険計画に基づいて保険料を算定する、という言い方に留めさせていただきたいと思います。

[長岡議長]

よろしゅうございますか。

他にございませんか。

無いようでございますので、協議第20号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

~承認~

続いて、協議第21号 消防団の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第21号について説明~

[長岡議長]

協議第21号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ありませんか。

それでは、協議第21号につきましては、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

~承認~

[長岡議長]

それでは続いて、協議第22号 各種事務事業(総合計画関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第22号について説明~

[長岡議長]

協議第22号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。 須田委員。

[須田委員]

既に出されているのかもしれませんが、この計画の構成についての位置づけというのでしょうか、 全体の新市基本計画とか、総合振興計画とか、いろんな計画がありますが、上位計画とか下位計画と かの関係はもう説明がありましたか。位置づけ、全体の位置づけというのか。

計画には上位計画とか、下位計画とかいろいろありますが、最も上位な計画とは何でしょうか。

[今岡事務局次長]

市町村におきましては、いろんな名称を付けておりますけれども、総合振興計画を定めることになっております。それを定めるにあたって、時間が必要になりますので、新市基本計画に基づいて、策定していくという形になります。

[須田委員]

例えば、出雲市の例で言うと、総合振興計画というのは、この「21世紀出雲のグランドデザイン」ということですか。これが、今の総合振興計画になっているということですね。 分かりました。

[長岡議長]

2市4町の時の例を言いますと、各市、町がそれぞれの基本構想といいますか、振興計画を持っていました。合併時に、新市建設計画ということで、いろんな事業をもう一度協議し直して策定しました。新市が発足すると、総合計画がない状態ですので、新市建設計画をそれに代わるものとして扱って、なるべく早い段階で新しい市の総合振興計画を策定していく、ということになります。常に最上位にあるのは、総合振興計画ということです。

[須田委員]

分かりました。

[長岡議長]

他にございませんか。

無いようでございましたら、協議第22号 各種事務事業(総合計画関係)の取扱いについては、 次回以降の議案として取り上げることで、ご承認いただけますでしょうか。

~承認~

[長岡議長]

続いて、協議第23号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第23号について説明~

[長岡議長]

協議第23号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

無いようでございますので、協議第23号につきましては、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

~承認~

[長岡議長]

それでは続いて、協議第24号 各種事務事業のうち(交通政策関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第24号について説明~

[長岡議長]

協議第24号について、交通政策関係の取扱いについて、何かご意見、ご質問ございましたら。 ありませんか。

それではこの協議第24号については、次回以降議案として決定いただくことでご承認いただけますでしょうか。

~承認~

[長岡議長]

それでは続いて、協議第25号 各種事務事業の中で、(行政改革大綱関係)の取扱いについて、 事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第25について説明~

[長岡議長]

協議第25号について、何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。 それでは、協議第25号につきましては、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうござ いますか。

~承認~

[長岡議長]

続いて、協議第26号 同じく、各種事務事業でございますが、中味は(儀式・表彰関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第26号について説明~

[長岡議長]

協議第26号について、何かご意見、ご質問等ございましたら。

ありませんか。

それでは、この協議第26号については、次回以降議案として決定いただくことでご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

~承認~

[長岡議長]

続いて、協議第27号 各種事務事業のうち、(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第27号について説明~

[長岡議長]

協議第27号、地域コミュニティ・行政連絡関係の取扱いについて、何かご質問、ご意見ございますか。

ありませんか。

それでは、議第27号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

~承認~

[長岡議長]

続いて、協議第28号 各種事務事業の中で、(金融機関等の指定関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第28号について説明~

[長岡議長]

協議第28号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ありませんか。

それでは、協議第28号につきましては、次回以降議案として決定いただくことにご承認いただける方は拍手をお願いします。

~承認~

続いて、協議第29号 各種事務事業のうち、(窓口業務関係)の取扱いについて、事務局から説明 願います。

[川内事務局次長]

~協議第29号について説明~

[長岡議長]

協議第29号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。 ありませんか。

それでは、協議第29号につきましては、次回以降議案として決定いただくことでご承認いただけますか。

~承認~

[長岡議長]

続いて、協議第30号 各種事務事業のうち、(高齢者福祉関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

~協議第30号について説明~

[長岡議長]

協議第30号について、ご質問、ご意見ございましたら。

無いようでございますので、協議第30号については、次回以降議案として決定いただくことにご 承認いただける方は、拍手をお願いします。

~承認~

[長岡議長]

もう少しでございますので。協議第31号 各種事務事業(農林関係その1)の取扱いについて、 事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

~協議第31号について説明~

[長岡議長]

協議第31号、何かご質問、ご意見がございましたら。

無いようでございますので、協議第31号については、次回以降議案として決定いただくことでご 承認いただけますか。

~承認~

[長岡議長]

いよいよ、最後でございます。

協議第32号 各種事務事業(防災関係)の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

~協議第32号について説明~

協議第32号、防災関係についての説明いたしましたが、ご質問、ご意見等ございましたら。 それでは、協議第32号につきましては、次回以降議案として決定いただくことでご承認いただけ ますでしょうか。

~承認~

[長岡議長]

かなり、時間がかかりましたが、以上で議事は終わらせていただきます。

4 その他

[長岡議長]

それでは次第の4、その他、事務局からは特に無いようでございますが、委員の皆様から、全体を 通して何かご意見ございましたら。

閉会

[長岡会長]

特に無いようでございますので、以上で、第3回出雲市・斐川町合併協議会を閉会いたします。 次回の協議会は、7月13日 火曜日の午後3時から本日と同じく、この会場で、斐川町中央公民館3階、講義室で開催いたしますので、ご出席いただきますように、よろしくお願いを申しあげます。 委員の皆様方には、大変長時間にわたって、熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

以 上

会 議 録 署 名 人

委员士田昌于公

委員图正图